

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

令和8年7月2日

支出負担行為担当官

北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

「セキュリティ審査業務」

本業務は、北海道開発局のネットワーク上で運用する通信設備、河川情報処理設備、道路情報処理設備及びネットワーク機器等のシステム審査の補助を行うもので、各設備のセキュリティ確保を目的とする。

(2) 業務内容

- ①システム発注時の審査
- ②システム構築時(接続前)の審査
- ③運用中システムの審査

(3) 履行期限 令和9年2月26日

(4) 電子調達システム(GEPS)の利用

本件は、企画提案書の提出、特定通知等の手続き等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難しい場合は、紙方式参加願(別記様式1)を提出するものとする。

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有する者であること(ただし、地方自治体を除く。)

また、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

また、更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者は、次に掲げる書類を提出していること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書(写し)

イ 決定等に伴い、定款、役員等に変更があった場合は、競争参加資格審査申請書変更届

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土

交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (5) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 電子調達システムから説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担当官から説明書等の交付を受けた者であること。
- (7) 配置予定技術者に関する要件
配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

管理技術者は、平成28年度以降に完了した業務において、次の同種又は類似業務いずれかの実績を有すること。また、受注実績回数は問わない。

同種業務：国の機関、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した、防災情報システム及びネットワークに関する設計または構築の実績があることを証明した者であること。

類似業務：国の機関、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した、防災情報システムまたはネットワークに関する設計または構築の実績があることを証明した者であること。

管理技術者に必要とされる資格要件

管理技術者は、業務の履行にあたり、以下のいずれかの資格を保有している者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

- ・技術士（情報工学部門）
- ・技術士（電気電子部門）
- ・RCCM（電気電子、建設情報部門）
- ・情報処理安全確保支援士
- ・情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャ）
- ・情報処理技術者試験（IT サービスマネージャ）
- ・プロジェクトマネジメント・スペシャリスト
- ・基本情報技術者資格、応用情報技術者資格、情報セキュリティマネジメント試験のいずれかの資格を有し、業務経験が3年以上ある者

- (8) 企画提案書を提出する者（以下「提案者」という。）に対する業務実績に関する要件は、以下のとおりとする。

同種又は類似業務の実績

提案者は、平成28年度以降に完了した業務において、次の同種又は類似業務いずれかの実績を有すること。また、受注実績回数は問わない。

同種業務：国の機関、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した、防災情報システム及びネットワークに関する設計または構築の実績があることを証明した者であること。

類似業務：国の機関、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した、防災情報システムまた

はネットワークに関する設計または構築の実績があることを証明した者であること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ

電話011-709-2311(内線5247) 電子メール:hkd-ky-keiyaku1@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間

令和8年7月2日(木)から令和8年7月23日(木)まで

イ 交付方法

電子調達システムにより交付する。ダウンロード方法は、以下の北海道開発局ホームページを参照すること。(説明書等に対する質問があった場合の回答についても同様にダウンロード機能により交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。)

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/kaikai/ud49g70000006ao7-att/slo5pa000000snxv.pdf>

また、電子調達システム未導入であっても、インターネット環境があれば交付を受けることが可能である。ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記(1)に問い合わせること。

(3) 電子調達システムのURL

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

※システムの都合上「企画競争」については、電子調達システムの「公募型プロポーザル機能」において掲載している。

(4) 企画提案書の提出期限及び方法

ア 提出期限

令和8年7月23日(木)12時00分

イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合及び紙方式参加願(別記様式1))を提出した場合においては、原則として上記(1)に記載のアドレスあてに電子メールにより提出すること。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは行わない。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年

法律第42号)に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。